

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和2年9月4日付けで行った「1. 瀬戸市国際未来教育特区学校審議会に関する以下の公文書① 右審議会を録音した録音物。② 第3回審議会議事録に関する、「伺い」文書、決裁文書。委託会社から議事録を送付された時の文書。（議事録の訂正前、訂正後の両者）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和2年9月18日付け2瀬教政第11号で行った公文書一部開示決定の処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和2年9月4日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が令和2年9月18日付け2瀬教政第11号で行った公文書一部開示決定の処分について、不存在のため不開示とした「① 右審議会を録音した録音物。」（以下「審議会を録音した録音物」という。）の開示を、及び開示対象とした「② 第3回審議会議事録に関する、「伺い」文書、決裁文書。委託会社から議事録を送付された時の文書。（議事録の訂正前、訂正後の両者）」のうち開示されていない「委託会社から議事録を送付された時の文書。（議事録の訂正前、訂正後の両者）」（以下「委託会社から議事録を送付された時の文書」という。）の追加の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審議会を録音した録音物の保有について

(7) 瀬戸市国際未来教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）の議事録は、審議会の運営支援業務等を委託された会社（以下「委託会社」という。）が作成し、処分庁に送付した。

(4) 処分庁は、審議会の議事録を決裁処理した。

(7) 処分庁は、決裁処理に当たり、委託会社から送付された議事録の妥当性をチェックしたはずである。チェックするためには、最終的には審議会を録音した録音物が必要である。よって、処分庁は審議会を録音し、審議会を録音した録音物は存在するものとする。

イ 委託会社から議事録を送付された時の文書について

(7) 委託会社から議事録を送付された時の文書の内容は、処分庁宛での送り状等を含むものであるが、処分庁はそれら一切がないと言う。委託会社が依頼主に提出する書類（本件においては審議会の議事録をいう。）を裸のまま提出するというこ

とは常識的に考えられない。よって、送り状等も存在するから開示するよう求める。

- (4) また、委託会社は、第3回審議会の議事録を修正し（この修正は、誤字・脱字の修正レベルを大きく超えた内容である。）、処分庁に修正版を送付した。委託会社から「ご迷惑をおかけした」旨の一言もないのか。それも、全て口頭で済ませるような会社が存在するのか。そのようなことは考えられない。よって、この場合も送り状等の関係文書は存在するので開示するよう求める。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 審議会を録音した録音物は市では保有しておらず、委託会社が議事録を作成するために保有している審議会を録音した録音物については業務委託における成果物ではない。審議会を録音した録音物が現に存在しないため不開示とした。なお、審議会の議事録については、要点の概要をまとめることを主としており、処分庁においても審議会を録音した録音物で一言一句を確認することはしていない。
- (2) 第3回審議会の議事録を訂正するに至った経緯は、審査請求人から、答申原案に対する議決部分がないとの指摘を受けたことから、審議会の議事録を閲覧した方々から誤解されないために、改めて委託会社に審議会を録音した録音物を確認させ、答申原案に対する議決部分がより明確になるよう訂正させたものである。また、審査請求人が開示された文書以外にも開示される文書が存在すると主張する、委託会社が市に対し議事録提出の際に添えるべき送り状等の文書については、必要な用件は電話でやり取りしていること、また審議会の議事録の訂正は委託会社のミスから起こったことではないことから、提出物に送り状やお詫び文を添えることを求めておらず、委託会社から審議会の議事録が送付された時の文書とは審議会の議事録そのものしかなく、送り状等は存在しないため不開示とした。
- (3) 上記の理由で審査請求人が請求する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

- 令和2年9月4日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和2年9月18日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和2年10月1日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和2年11月17日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和2年11月25日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和2年12月1日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和2年12月21日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和3年1月26日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和3年2月5日 処分庁から審査庁へ口頭意見陳述聴取の際に出た質問に対する

回答書を提出

令和3年 3月 4日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

令和3年 5月 19日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

開示請求に至るまでの経緯として、令和2年6月24日付けで行った公文書開示請求（「瀬戸国際未来教育特区学校審議会」第3回審議会の非公開部分の議事録）に対し、処分庁は同年7月9日付け一部開示決定通知書により当該議事録を開示した。同年8月5日付けで、その議事録中に答申内容を議決した記述がないことを処分庁へ質問したところ、処分庁は同月24日付けで議決はこの部分であるとして、議事録を訂正した。審査請求人が、審議회를録音した録音物の存否及び議事録の確認者を確認したところ、処分庁は、「市では録音データを保有しておらず、委託業者に再度確認させた。議事録の最終確認者は教育政策課長となる。」と回答した。この修正は単なる誤字脱字とは違い、審議회를録音した録音物なしでの修正は不可能であり、最終確認者である教育政策課長が委託会社の作成した議事録が正しいか否かを、審議회를録音した録音物なしに確認はできない。

以上のことから、審議회를録音した録音物を保有していないということは考えられない。

また、送り状等、委託会社から議事録を送付された時の文書の存在については、①文書主義の原則、②審議会の議事において「議決」は最重要事項、③弁明書中の「改めて委託会社へ誤字等を含め録音物を確認させ、答申原案に対する議決部分がより明確になるよう文字起こしにより訂正させた」というやり取りは全て電話で行ったとは考えられない。よって関連する文書は存在する。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

委託会社が提出する成果物は議事録であり、審議회를録音した録音物までは含んでおらず、市に審議회를録音した録音物は存在しない。議事録については、要点の概要をまとめることを主としており、市は、委託業者に対し、一言一句文字起こしすることを求めている。また、市による議事録の確認は、審議会に出席した事務局の職員の記憶やメモで行い、審議회를録音した録音物で一言一句を確認することはない。

送り状等、委託会社から議事録を送付された時の文書については、委託会社とは必要な要件は電話にてやり取りを行っており、また、議事録等、市への提出物に送り状等を添えることは求めておらず、関連する文書は存在しない。

(3) そこで、本審査会は、処分庁において、開示した公文書以外は保有しておらず、不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

ア 審議회를録音した録音物の保有について

(7) 本審査会として、処分庁と委託会社との契約内容について、成果物に議事録

を録音した録音物（以下単に「録音物」という。）は含まれていないのかを改めて処分庁に確認したところ、録音物は成果物に含まれていないとの回答であった。

- (イ) 審査請求人は、委託会社が作成した議事録の妥当性を処分庁がチェックし決裁処理をするためには、最終的には録音物が必要であると主張している。また、審査請求人は、議決の部分の記載がないという単なる誤字脱字とは違う議事録の修正に当たり、最終確認者である教育政策課長は、委託会社の作成した議事録が正しいか否か、録音物なしに確認はできないとも主張している。これらの審査請求人の主張を踏まえ、処分庁に対し、どのように委託会社が作成した議事録を確認しているのかを確認した。

処分庁の回答は、委託会社に成果物として求めているのは議事録そのものの作成であり、処分庁が議事録を作成するための議事録の材料ではないこと、委託会社が作成した議事録の確認は、審議会に出席した職員の記憶とメモにより行い、審議会の委員に確認をしてもらうこと、議事録の確定は、教育長までの決裁により行い、審議会の委員の署名にはよらない、というものであった。また、訂正前、訂正後の議事録とも、同様の方法により議事録を確定させているとのことであった。

- (ウ) また、委託会社の録音物とは別に処分庁において審議会の音源を録音することはないかを確認したところ、録音機は置かないということであった。

- (エ) 以上のことから、本審査会としては、録音物は委託会社が議事録を作成するために保有するメモであり、処分庁が保有するものはなく、公文書に該当するものではない。よって、処分庁が不存在とした決定は妥当であると判断する。

イ 委託会社から議事録を送付された時の文書について

本審査会として、議事録のやりとりを処分庁と委託会社がどのように行っているのかを処分庁に改めて確認したところ、持参の場合も郵送の場合もあること、常に電話でやりとりをしており、送り状等、委託会社から議事録を送付された時の文書（以下単に「送り状等」という。）は求めているとのことであった。また、訂正後の議事録の提出に当たっては、内容的に特に誤りはなく、もう少し詳しくわかりやすいようにということで、改めて委託業者に確認を依頼したものであり、送り状等は存在しない、ということであった。

なお、処分庁に送付された郵送物の記録の有無についても確認を行ったが、記録はないとのことであった。

したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、処分庁は議事録以外の送り状等のやり取りはしておらず、開示対象とした文書以外の文書は存在しないと判断するという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、審議会の運営方法について、補足的に意見を述べる。

処分庁は、審査請求人から、訂正前の議事録中に答申内容を議決した記述がないことを指摘されている。

審査請求人が主張するとおり、「審議会の議事において「議決」は最重要事項」であり、その事実を明確に議事録に残すことも当然に重要である。議事録の作成は委託したとしても、委託業者が議事録を確認する際には、確認のための拠り所が必要であり、市の審議会である以上、そこは委託者の責任として、市は何を議事録に残すべきかを確認できる体制を整える必要がある。また、議事の進行は、雰囲気で行うのではなく、議案説明、質疑、意見、決議と、一連の流れを明確に行うことが必要であり、また議事録にも明確に記録することが必要である。

今後は、以上の点に留意し、審議会の運営に努められたい。